

## 看護の質向上促進研修事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、医療機関におけるチーム医療及び在宅医療を推進するため、看護の質向上促進研修事業を実施する病院、認知症疾患医療センター又は訪問看護ステーション等の設置者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において、「看護の質向上促進研修事業」とは、次に掲げる事業をいう。
  - ア 看護師特定行為研修派遣事業 医師又は歯科医師が示した手順書により一定の診療の補助を行う看護師の育成を支援することを目的に、病院又は訪問看護ステーション等が指定研修機関に職員の派遣を行う事業をいう。
  - イ 認定看護師教育課程派遣事業（A課程認定看護師教育課程）特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践のできる看護師を育成することを目的に、300床未満の病院、認知症疾患医療センター又は訪問看護ステーション等が認定看護師教育課程に職員の派遣を行う事業をいう。
  - ウ 認定看護師教育課程派遣事業（B課程認定看護師教育課程）特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践のできる看護師を育成することを目的に、病院又は訪問看護ステーション等が指定研修機関に職員の派遣を行う事業をいう。
- (2) この要綱において「特定行為」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第1号に規定する特定行為をいう。
- (3) この要綱において「特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。
- (4) この要綱において「指定研修機関」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関をいう。
- (5) この要綱において「認定看護師」とは、公益社団法人日本看護協会が行う認定看護師認定審査に合格した者をいう。
- (6) この要綱において「認定看護師教育課程」とは、公益社団法人日本看護協会が認定している教育機関が行う認定看護師教育課程をいう。
- (7) この要綱において「A課程認定看護師教育課程」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定されている特定行為研修を教育課程に組み込んでいない認定看護師教育課程をいう。
- (8) この要綱において「B課程認定看護師教育課程」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定されている特定行為研修を教育課程に組み込んでいる認定看護師教育課程をいう。
- (9) この要綱において「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5にA規定する病院をいう。
- (10) この要綱において「認知症疾患医療センター」とは、「認知症施策等総合支援事業の実施に

ついて」（平成26年7月9日老発0709第3号厚生労働省老健局長通知）（9）（別添7）認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に規定する認知症疾患医療センターをいう。

- (ii) この要綱において「訪問看護ステーション等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護、同法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。

### 第3 補助の対象及び補助率（額）等

#### (i) 補助の対象及び補助率（額）

事業区分	補助の対象		補助率（額）
	経費	基準額	
ア 看護師特定行為研修派遣事業	1名分の指定研修機関の入学金及び受講料	600千円	1 / 2 （訪問看護ステーション等については2 / 3） 補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
イ 認定看護師教育課程派遣事業	a A課程認定看護師教育課程	1名分の認定看護師教育課程の入学金及び受講料 ただし、認知症疾患医療センターは認知症看護分野のみを対象とする。	730千円 補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内
	b B課程認定看護師教育課程	1名分の特定認定看護師教育課程の入学金及び受講料	1,000千円 1 / 2 （訪問看護ステーション等については2 / 3） 補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内

(2) 補助対象期間

第3(1)に掲げる事業のうち、補助対象となる期間は、開講から終了までの期間とし、研修等の終了日が属する年度を当該補助事業の所属年度とする。

(3) 補助対象の特例

第3(1)に掲げる事業のうち、既に完了した事業であっても、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めた場合に、補助の対象とするものとする。この場合において、第5の(1)及び(2)、第6並びに第7の規定は適用せず、第4(1)ウ中「対象経費の支出予定額内訳」とあるのは「対象経費の支出精算額内訳」と、第4(1)エ中「事業計画書」とあるのは「実績報告書」と、第4(1)オ中「収支予算書」とあるのは「収支決算書」と、第8(1)中「補助金交付確定通知書」とあるのは「交付決定兼確定通知書」と読み替え、知事が別に指定する書類をあわせて提出する。また、様式第1号中「実施したい」とあるのは「実施した」とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 経費所要額調書（様式第2号）
- ウ 対象経費の支出予定額内訳（様式第3号）
- エ 事業計画書（様式第4号）
- オ 収支予算書（様式第5号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

- (イ) 事業主体の変更
- (ロ) 事業計画の変更（軽微な変更を除く）

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(4) この補助金に係る対象経費につき重複して、補助金その他の金銭の交付を受けてはならないこと。

第6 変更の承認申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第 6 号）
- イ 変更経費所要額調書（様式第 2 号）
- ウ 対象経費の支出予定額内訳（様式第 3 号）
- エ 変更事業計画書（様式第 4 号）
- オ 変更収支予算書（様式第 5 号）

## 第 7 実績報告

### (1) 提出書類 各 1 部

- ア 実績報告書（様式第 7 号）
- イ 経費精算書（様式第 2 号）
- ウ 対象経費の実支出額内訳（様式第 3 号）
- エ 事業実績書（様式第 4 号）
- オ 収支決算書（様式第 5 号）
- カ 修了証の写し
- キ 補助対象者が入学金及び受講料を支出したことを証する書面

### (2) 提出期限

補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日（第 5 の(1)のイにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から起算して 30 日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日まで

## 第 8 請求の手続

### (1) 提出書類 1 部

請求書（様式第 8 号）

### (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

## 第 9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

### (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る

部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合(消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。)には、その金額(①又は②により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第9号による消費税仕入控除税額等報告書により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。ただし、第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱いに関する改正規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則(令和元年7月1日告示第125号の2号)

- 1 この要綱は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前のそれぞれの要綱の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの要綱の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前のそれぞれの要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。